

北海道最低賃金の改正決定に係る答申文写

(北海道地方最低賃金審議会の答申文)

写

令和 5 年 8 月 7 日

北海道労働局長 友藤 智朗 殿

北海道地方最低賃金審議会

会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 7 日付け北労発基 0707 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので下記のとおり答申する。

- 1 本年度の北海道最低賃金改定に際し、その金額に関し労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当審議会においては、本年度の北海道最低賃金の改定に際し、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの各側委員の共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の審議にあたっては、最低賃金法のいわゆる 3 要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

（ 1 ）賃金

賃金に関する指標を見ると、連合北海道春季生活闘争（第 7 回集計結果）におけるすべての規模での賃上げ率が 3.3%、日本経済団体連合会 2023 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況における中小企業の賃上げ率が 2.9%となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、賃金改定状況調査結果の第 4 表 における賃金上昇率（Bランク（産業計））は 2.4%であった。

（ 2 ）労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持

家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月5.5%、2月4.2%、3月3.8%、4月4.0%、5月3.9%、6月4.3%（いずれも対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月5.1%、2月3.9%、3月3.8%、4月4.1%、5月3.8%、6月3.9%となっている。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

（3）通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断BSI（%ポイント）は、今年1～3月 20.1、4～6月 0.9、7～9月（見通し）8.5であるところ、全国の状況は、今年1～3月 18.7、4～6月 9.7、7～9月（見通し）7.5であった。日銀短観（日本銀行札幌支店）による北海道の企業の業況判断DI（%ポイント）は、昨年12月4、今年3月6、6月8であるところ、全国の状況は、昨年12月4、今年3月3、6月5と推移していることなどから、企業の利益や業況についてコロナ禍からの改善傾向が見られる。一方、原材料費等の高騰により価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

北海道における賃金上昇率、通常の事業の支払能力については、全国の数値と比較しても同程度であると評価できる。一方、北海道の物価上昇率が全国よりやや高い水準となっていることが認められた。また、当審議会としては、労働者の生計費を勘案して、本年6月の北海道の消費者物価指数の上昇率4.3%を最低賃金の引上げ率に反映させると40円となることも考慮した。

以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引き上げ額の目安である40円と同額にすることが適当であると考えられる。

4 当審議会は、北海道労働局に対し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備に引き続き取り組むことを強く求める。令和4年度の北海道における業務改善助成金の申請件数は、前年度と比較して若干増えたものの、執行額は減少していることから、申請・報告に係る手続きの簡素化を図るなど最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、業務改善助成金の申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当審議会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

急激な物価上昇を踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。

下請け取引を適正化することも重要な課題であり、下請け取引の適正化に取り組

むことにより、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備すること。

最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、税・社会保障制度を含めて検討すること。

5 最低賃金の改定答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改定の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当審議会としては、指定日発効を北海道のみで実施することとなった場合の他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、全国一律に議論されるべきとの見解に至った。

6 当審議会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、北海道最低賃金について、実質賃金が前年を下回る事となれば、最低賃金で生計を立てている労働者の生活がより一層厳しくなることが予想されるため、あってはならないとの意見があった。

使用者代表委員から、物価上昇の中においても従業員が安心して暮らすため、また、人口減少が進む中においては人材確保のためにも、生産性向上と共に賃上げの必要性は理解している。しかしながら、足下では円安、原材料・エネルギー価格の高騰により、消費者物価を上回る水準で国内企業物価指数が推移しており、価格転嫁の状況はできている企業と全くできていない企業の二極化が進んでいることから、最低賃金は賃上げの原資確保に苦しむ企業への配慮も必要である。最低賃金を審議する上では、法が定める3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視するべきであり、この要素を大きく超えている目安どおりの引上げ額（40円）に強く反対する。

加えて、賃上げ原資の確保については、取引適正化施策の実効性を高めることが極めて重要である。また、いわゆる「年収の壁」問題については、人員を充足できない企業では見込めた売り上げを逃がすことになるため、早期な解決を合わせて強く要望するとの意見があった。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 960円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件 名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 889円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に
住宅扶助の実績値を加えた金額（105,252円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$889 \text{円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 126,079 \text{円}$